

令和3年度オンライン移住相談ツアー実施要領

1 実施概要

(1) ツアー対象者

原則、秋田市移住相談ツアー助成金交付要綱第2条の規定（※）を満たす子育て世帯。

- （※）・秋田県外在住者であること（免許証の写し等で確認）
- ・概ね3年以内の移住を検討していること（移住希望登録者とする）
- ・参加に当たりアンケート等に協力すること

(2) ツアーメニュー

ア 以下のツアーに限定して実施する。

- （ア）移住希望者自身が不動産会社と調整済みの物件の内覧
- （イ）学校・保育所等の授業・部活動等の様子や教諭等による学校の紹介などを動画で確認
- （ウ）通学路を動画で確認
- （エ）その他住宅周辺的生活環境を動画で確認
- イ（ア）（2物件まで）又は（イ）はライブ中継可（施設等の許可があった場合に限る）
- ウ ツアーメニュー（ア）～（エ）のうち、複数を実施すること。

(3) 実施件数

10件程度

2 手続（フローは別紙）

参加への申込および実施についての概要は以下のとおり。

- (1) 事前相談（移住希望者→八重洲センター）
- (2) 申込（移住希望者→市）
ツアー実施の希望日の30日前の日までに、別紙の参加申込書に免許証の写し等（写真可）を電子メール、郵送又はFAXで提出すること。
- (3) 審査および決定（市→移住希望者）
- (4) 具体のツアー内容および行程の調整（地域おこし協力隊⇄移住希望者）
- (5) 事前の撮影、取材等（地域おこし協力隊）
- (6) 当日（地域おこし協力隊および市で対応）
- (7) アンケート回答（移住希望者→市）

3 事前相談

秋田市移住相談八重洲センター

4 申込先

秋田市人口減少・移住定住対策課

5 その他

- (1) 市では移住希望者が自ら行うべき手続（住宅の契約、保育所入所の手続）等の代行は行わない。
- (2) 観光施設や有料施設のツアーは行わない。
- (3) インターネット接続に係る通信費および機器は参加者自身の負担とする。

6 施行期間

この実施要領は、令和4年3月31日限りで、その効力を失う。